

郵便等投票証明書交付申請書

(本人記載用)

東近江市選挙管理委員会委員長あて

公職選挙法施行令第59条の3の規定により、郵便等投票証明書の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

申請日

年 月 日

選挙人名簿に記載されている（住民票に記載されている）住所

東近江市

現住所（上記と別の場所にお住まいの方のみ記入してください。）

電話番号

— —

生年月日

年 月 日

氏名 必ず自分で記入してください

※必要書類（コピー可）

次のうち、郵便等投票ができる基準を満たすもの1点（裏面参照）

- ・「身体障害者手帳」又は「両下肢等の障害の程度を証明する書面」
- ・「戦傷病者手帳」又は「両下肢等の障害の程度を証明する書面」
- ・「介護保険の被保険者証」

1 郵便等投票ができる基準

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級又は3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5